

**平成22年8月1日から、父子家庭の皆様にも児童扶養手当が支給されます！  
(平成22年8月1日～11月分の手当の支給は、同年12月となります)**

**大事なお知らせ**

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
- 児童扶養手当を受給するためには役場へ申請（認定請求）が必要です。  
いきいき健康推進課に早めにお問い合わせの上、平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります）



**児童扶養手当とは？**

- ◆父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自律の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。



**父子家庭の支給要件は？**

- ◆次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。（個々のご家庭が支給要件に該当するかについてはご相談ください）

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども



- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

※ただし、所得制限等があります。

**手当額（月額）は？**

- ◆受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得者等により決められます。（個々の手当額については、市町村にお問い合わせください）

○児童1人の場合 全部支給：41,720円、一部支給：41,710円～9,850円

○児童2人以上の加算額 2人目：5,000円、3人目以降：1人につき3,000円

**父子家庭の方が受給するためには？**

- ◆児童扶養手当を受給するためには、役場への申請が必要です。
- ◆申請の時期についての取扱いは以下のとおりです。
  - 既に父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前でも申請ができます。
  - 平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。

- ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方  
→11月30日までに申請をすれば「8月分」から支給されます。
- ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方  
→11月30日までに申請をすれば「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。

○11月30日を過ぎると「申請の翌月分」からの支給になりますので、早めにお問い合わせの上、平成22年11月30日までに手続きをしてください。

**申請手続きに必要なものは？**

- ◆申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票が必要です。詳しくは、役場いきいき健康推進課（☎28-5800）までお問い合わせください。